

広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九号

広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年広島県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

(別記)
様式第一号(第三十六条関係)

この証明書を携帯する者は、広島県自然環境保全条例第十九条に規定する中止命令を行う自然保護取締員である。

(表)

	<p>第 号</p> <p>写 真</p> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>平 成 年 月 日 交 付</p> <p>広 島 県 知 事</p> <p>印</p>
--	--

(裏)

広島県自然環境保全条例（抄）
（中止命令等）

第十九条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十六条第四項若しくは第十七条第三項の規定に違反し、若しくは第十六条第五項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6とする。

この証明書を携帯する者は、広島県自然環境保全条例
第二十条（第二十七条において準用する場合を含む。）
に規定する検査等を行う職員である。

（表）

	<p>第 号</p> <p>写 真</p> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>平 成 年 月 日 交 付</p> <p>広 島 県 知 事</p> <p>印</p>
--	--

(裏)

広島県自然環境保全条例（抄）
（報告及び検査等）

第二十条 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十六条第四項各号、第十七条第三項本文若しくは第十八条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（準用）

第二十七条 第二十条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為に関する報告及び検査等について、第二十一条第二項の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行なう行為について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第一項中「第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第十八条第二項」とあるのは「第二十五条第三項」と、「第十六条第四項各号、第十七条第三項本文若しくは第十八条第一項各号」とあるのは「第二十五条第一項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条において準用する第二十条第一項」と、第二十一条第二項中「第十六条第七項又は第十八条第一項」とあるのは「第二十五条第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三 第二十条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）

の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 6 とする。

この証明書を携帯する者は、広島県自然環境保全条例第三十九条に規定する実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。

(表)

第
号

写
真

所 属
職 名
氏 名
生 年 月 日

身 分 証 明 書

平 成 年 月 日 交 付

広 島 県 知 事

印

(裏)

広島県自然環境保全条例（抄）
（実地調査）

第三十九条 知事は、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域（以下「保全地域」という。）の指定若しくはその区域の拡張、保全計画（県自然環境保全地域に関する保全計画及び緑地環境保全地域に関する保全計画をいう。以下同じ。）の決定若しくは変更又は保全事業（県自然環境保全地域に関する保全事業及び緑地環境保全地域に関する保全事業をいう。以下同じ。）の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

四 第三十九条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 6 とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。